

川越市屋外広告物条例に基づく禁止区域等の指定について

平成十五年三月十三日

告示第百十七号

改正

平成二十年十二月十二日

告示第六百四十二号

(原文縦書)

一 禁止区域等

イ 第三条第三号の規定により、市長が指定する区間

東日本旅客鉄道、東武鉄道及び西武鉄道の市内全区間

ロ 第三条第八号の規定により、市長が指定する区域

関越自動車道及び一般国道四百六十八号の市内の全区間の路端から両側五百メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

ハ 第三条第十号の規定により、市長が指定する区域

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた駅前交通広場の区域

二 禁止物件

第四条第五号の規定により、市長が指定するもの

信号機設置の標柱の下端から道路に沿って前後十メートルまでの地点の両側三メートル以内に存する電柱、街灯柱その他これらに類するもの

三 立看板等の禁止物件

第五条の規定により、市長が指定する道路

国道及び県道の市内全区間並びに市道の全区間

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

この告示は、平成二十年十二月十二日から施行する。